二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十日から施行する。

平成二十五年四月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

附則中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第百一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十日から施行する。

平成二十五年四月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

附則中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第百二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十日から施行する。

平成二十五年四月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

附則中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第百三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十日から施行する。

平成二十五年四月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

附則中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第百四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十日から施行する。

平成二十五年四月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

附則中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第百五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第百九十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十日から施行する。

平成二十五年四月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

附則中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

○国土交通省告示第四百十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用の区間	供用開始の期日
東関東自動車道水戸線	千葉県印旛郡酒々井町尾上字深田台八一六番一から同県印旛郡酒々井町尾上字深田台八二二番二まで	平成二十五年四月十日十五時
〃	富里市新橋字高松七三四番三から同市新橋字高松七四七番二まで	〃

○国土交通省告示第四百十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

三　保険等の業務を行う事務所の所在地を次のように改める。

イ	東京都港区芝五丁目二十九番十四号
ロ	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地
ハ	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目一番三十六号
ニ	千葉県千葉市中央区中央四丁目八番五
ホ	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号
ヘ	神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号
ト	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
チ	大阪府大阪市中央区今橋三丁目一番七号
リ	大阪府大阪市中央区南船場四丁目四番三号
ヌ	広島県広島市南区東荒神町三番三十五号
ル	福岡県福岡市博多区中洲五丁目三番八号

○国土交通省告示第四百十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ト中「大字野木字野尻四十四番地六」を「東大野一丁目四番地二十五」に改め、三キ中「戸木町字赤部五千八十一番地四」を「高茶屋小森上野町千百九番地一」に改める。

三中ヌを削り、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ	福岡県福岡市博多区銀天町二丁目二番二十八号

○国土交通省告示第四百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大生工業株式会社都宮工場	栃木県那須烏山市南大和久984番地21号	内燃機関の油冷却器	平成25年3月26日から平成30年3月25日まで
〃	〃	内燃機関の水冷却器	〃
〃	〃	排気タービン過給機の空気冷却器	〃